



【参考 1】「被災古民家の保存・活用」に向けた動き

- 被災家屋の解体撤去を進めている一方で、茅葺や白壁、黒瓦など、環境と調和した景観を形成する**能登の古民家が失われることへの懸念の声が存在**
- 石川県として**被災古民家の所有者に**、修繕して住み続けることや、建物を活用したい事業者等への売却・貸出など、**解体以外の選択肢を提示**
- 石川県において能登復興建築人会議や全国古民家再生協会と連携し、**被災古民家の保存・活用に向けた相談窓口等を設置**
- 県・市町は、建物所有者が解体を申請した建物について、**修繕し利活用する可能性を検討するため解体の留保を市町に申し出た場合**できる限り柔軟に対応、当該建物を除いて公費解体の進捗管理を実施

石川県の取り組み

- 相談窓口では、相談者からの要望に応じて、**現地で調査も実施**し、調査結果を踏まえて、
 - ・**修繕方法**や修繕にかかる**金額の相場の提示**
 - ・民泊施設や飲食店舗、賃貸住宅といった**活用方法の提案、活用事業者の紹介**
 - ・修繕や改装**業者の紹介** などを実施

修繕のイメージ



【改修前】



【改修後】

- 被害区分 中規模半壊 ■修繕費 300万
- 被災者生活再建支援金等を活用し、自宅を修繕

民泊施設としての活用イメージ



【改修前】



【改修後】

- 被害区分 中規模半壊 ■修繕費 500万円
- 空き家を活用事業者が購入し、民泊施設として活用

- 古民家の保存・活用を広げるため、窓口相談だけでなく、**区長や住民を交えた意見交換も実施**

例：1/8 輪島市門前 皆月地区



参加者の声

- ・急いで知らせないと、どんどん家がなくなっていく。
- ・残せるものは残すべき。そういう話は気持ちが明るくなる。
- ・解体業者が解体を始めた次の日に相談窓口のチラシをみた。活用できる可能性があったのかと、残念に思った。

意見交換（予定含む）

- ・1/22 能登町岩井戸地区
旧能都町地域
- ・1/30 輪島市金蔵地区
輪島市白米地区

【参考2】これまでの災害における公費解体の状況①

1. 滅失登記について

【前提】

- ✓ 建物が倒壊等により滅失したときは、原則として建物所有者からの申請に基づき建物の滅失の登記がなされる。
- ✓ しかしながら発災時には、被災者に申請を期待することは困難であることから、法務省では**被災者支援の一環**として、不動産登記法に基づき、法務局登記官の職権による滅失登記（職権滅失登記）を実施。職権滅失登記は市町からの申出等により以下に該当する建物について実施。

① 自然災害等により倒壊・流出した建物 ② 公費解体した建物 ③ 自費解体した建物

- **阪神・淡路大震災**では、倒壊又は焼失した建物について、法務局が調査の上、相当と認められる場合に、**職権滅失登記を実施**（発災8ヶ月後以降）。**東日本大震災、熊本地震等、以降の災害においても同様の対応を実施。**
- **令和6年能登半島地震**では、相続等により、共有者が多く存在する場合に、解体申請手続きが困難であるとの指摘があり、「**建物性が失われた倒壊家屋等について、建物の所有権等が消滅していることから、公費解体・撤去の申請時の共有者全員の同意は不要**」であることを事務連絡・マニュアルにより明確化し、申請書類の合理化・簡素化を実施。この際、建物性が失われていることを自治体が客観的に判断する1つの手段としての「**公費解体実施前の建物に対する職権滅失登記**」も事務連絡・マニュアルに明記。

阪神・淡路大震災により 倒壊・焼失した建物の滅失登記

建物が倒壊等により滅失したときは、滅失登記がなされますが、これは、原則として、建物の所有者からの申請に基づきなされることとなっています。

しかし、この度の阪神・淡路大震災で倒壊又は焼失した建物の滅失登記については、被災者の負担軽減等を図るため、法務局が次の方法で調査を行ったうえで、相当と認められる場合には、申請がなくても滅失の登記をすることになりました。

この作業を円滑に進めるため、皆様方の御協力をお願いします。

《実施区域》

神戸市・芦屋市・西宮市・宝塚市・尼崎市・伊丹市・川西市・明石市及び淡路地区（1市10町）の内、建物が全壊・全焼した地域を中心とした区域。

《実施期間》

およそ、平成7年8月から平成9年3月まで。

《調査》

滅失した建物の調査は、法務局が（神戸県公共嘱託登記士地家屋調査士協会）に委託して行います。

《通知》

建物の滅失登記を行ったときは、その旨をその建物の所有者（登記簿上の所有者）に通知します。

《問合せ先》

〒650
神戸市中央区波止場町1-1
神戸地方法務局滅失登記総括班
☎ 078（392）0071（直通）

神戸地方法務局

（参考）能登半島地震の被災地の特徴

- 日本海側最大の半島である能登地域では、金沢市から遠くアクセスルートも限られるなどにより、状況の把握や支援活動拠点の確保等に困難性があった。また、過疎地域であり高齢化率が高い、建物の全壊割合が高い、相続登記がなされていない場合があるなどといった、公費解体工事を進める上での課題も数多く指摘された。

項目	全国	石川県	奥能登（2市2町※3）			
高齢化率（65歳以上の人口割合）※1	28.7%	30.0%	48.9%			
住宅の耐震化率※2	約90%	82%	珠州市 能登町	51% 53%	輪島市 穴水町	約46% 48%

※1 令和2年時点

※2 全国：令和5年時点、県：平成30年時点、珠州市：平成30年時点、輪島市：令和4年度末時点、能登町：平成30年度時点、穴水町：令和元年度時点

※3 珠州市、輪島市、能登町、穴水町

【参考2】これまでの災害における公費解体の状況②

2.建物被害棟数に対する解体棟数の割合

- 半壊以上の建物被害棟数（住家・非住家）に対する解体率は、**熊本地震と能登半島地震では同程度**。両災害ともに**阪神・淡路大震災と比べると解体率が高い傾向**。※ただし、能登半島地震の被害棟数・公費解体棟数は実績値でないことや、阪神・淡路大震災と熊本地震の非住家被害棟数には半壊未満の被害棟数が含まれる点に注意。
- 建物被害状況の特徴として、**能登半島地震では住家被害より非住家被害の方が大きい**。

災害名	集計対象	建物被害棟数(棟)					公費解体棟数(棟) ^{※5} (B)	被害棟数に対する解体率 (B÷A)
		住家全壊	住家半壊	住家床上浸水	非住家	合計(A)		
阪神・淡路大震災 ^{※1}	神戸市	68,765	51,205	—	9,542	129,512	65,582	51%
平成28年熊本地震 ^{※2}	熊本県	8,657	34,491	—	12,857	56,005	35,675	64%
平成30年7月豪雨 ^{※3}	3県計	6,605	10,075	4,886	4,316	25,882	5,755	22%
	岡山県	4,830	3,365	1,541	2,193	11,929	3,254	27%
	広島県	1,150	3,602	3,158	—	7,910	1,512	19%
	愛媛県	625	3,108	187	2,123	6,043	989	16%
令和6年能登半島地震 ^{※4}	石川県	6,188	19,092	59	36,787	62,126	39,235	63%
	(地震)	6,106	18,462	6	36,284	60,858	38,900	64%
	(水害)	82	630	53	503	1,268	335	26%

※1 建物被害棟数：平成18年5月19日（消防庁被害報）、住家全壊・半壊にはそれぞれ全焼棟数：6,965棟、半焼棟数：80棟を含む、非住家被害は半壊以下を含む
公費解体棟数：完了実績（災害廃棄物処理事業業務報告書（神戸市、平成10年3月末））、焼失家屋4,190棟を含む

※2 建物被害棟数：平成31年4月12日時点（内閣府）、非住家被害は半壊以下を含む
公費解体棟数：完了実績（平成28年熊本地震における災害廃棄物処理の記録（平成31年3月、熊本県））

※3 建物被害棟数：〔岡山県〕令和元年7月5日時点（岡山県災害記録誌）、非住家被害は全壊・半壊・床上浸水の合計
〔広島県・愛媛県〕平成31年1月9日時点（内閣府）、非住家被害は半壊以下を含む
公費解体棟数：〔岡山県〕完了実績（平成30年7月豪雨災害に係る災害廃棄物処理等の進捗状況について（最終報）（令和2年7月25日、岡山県））
〔広島県〕令和元年12月末時点（環境省災害廃棄物対策情報サイトより）
〔愛媛県〕令和2年2月末時点（平成30年7月豪雨に関わる災害廃棄物処理の記録（愛媛県））

※4 建物被害棟数：令和7年2月12日時点（石川県HPより）、非住家被害は半壊以上のみ 公費解体棟数：解体見込棟数（公費解体加速化プラン（令和7年1月31日改定、石川県））

※5 公費解体棟数には、非住家を含む

【参考2】これまでの災害における公費解体の状況③

3.公費解体の実施期間と復興計画について

- 阪神・淡路大震災では、**発災後早期の申請受付開始**に加え、市発注方式だけでなく、**市・所有者・業者の三者契約方式（現在の自費解体と同様、所有者が解体工事を行う方式）**が導入され、事業の促進が進んだ。
- 発災後、復興計画の策定時期は熊本地震が最も早く、阪神・淡路大震災と能登半島地震はほぼ同等であった。

災害名 発生日	公費解体		災害廃棄物 処理期間	復興計画		
	受付期間	解体期間		策定に向けての動き	プラン 策定時期	復興までの スケジュール
阪神・淡路大震災 (平成7年1月17日)	[神戸市※1] 発災2週間 (平成7年1月29日) ～ 発災7ヶ月 (平成7年8月31日)	[神戸市] 発災1ヶ月 (平成7年2月13日) ～ 発災3年2ヶ月 (平成10年3月)	約3年	発災2ヶ月以降 【阪神・淡路震災復興計画】 ●都市再生戦略策定懇話会（平成7年2月） ●阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会（平成7年5月）	発災7ヶ月 (平成7年7月)	発災約10年 (平成16年度末)
熊本地震 (平成28年4月14、16日)	[熊本市] 発災2ヶ月 (平成28年6月22日) ～ 発災1年 (平成29年3月31日)	[熊本市] 発災3ヶ月 (平成28年7月19日) ～ 発災1年6ヶ月 (平成30年10月22日)	約2年	発災1ヶ月以降 【平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン】 ●くまもと復旧・復興有識者会議（平成28年5月） ●熊本地震復旧・復興本部（平成28年6月）	発災4ヶ月 (平成28年8月) (同年10月改定) (同年12月改訂)	発災約4年 (平成31年度末)
令和6年 能登半島地震 (令和6年1月1日)	[輪島市] 発災3ヶ月 (令和6年4月1日) ～ 発災1年3ヶ月 (令和7年3月31日) (予定)	[輪島市] 発災4ヶ月 (令和6年5月7日) 〔緊急解体：発災1ヶ月〕 (令和6年2月5日) ～ 発災1年10ヶ月 (令和7年10月末) (予定)	約2年3ヶ月 (予定)	発災2ヶ月以降 【石川県創造的復興プラン】 ●石川県令和6年能登半島地震復旧・復興本部（令和6年2月） ●石川県令和6年能登半島地震復旧・復興アドバイザーボード（令和6年3月） ●のと未来トーク（令和6年4月）	発災6ヶ月 (令和6年6月)	発災2年3ヶ月 (短期 令和7年度末) 発災5年3ヶ月 (中期 令和10年度末) 発災9年3ヶ月 (長期 令和14年度末)

※1 受付期間で、三者契約は平成7年2月20日～平成7年6月30日

【参考3】災害対策基本法等の一部を改正する法律案※の概要

災害対策基本法等※の一部を改正する法律案の概要

内閣府(防災)

趣旨

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法



国による応援組織の例
(国土交通省TEC-FORCE)

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法



水道の復旧
(被災した浄水場)

施行期日：公布の日 及び 公布から起算して3月以内で政令で定める日（夏の出水期前の施行）

※令和7年2月14日閣議決定